

令和5年12月15日

生存権を守り、適法に生活保護を実施することを求める共同声明

今般、桐生市で生活保護を受給する50歳代の男性が、約2か月間にわたって、支給決定された生活扶助費の一部しか支給されていなかった事実が判明した。

桐生市は、同男性に対し、支給開始日から生活扶助費を1日1000円ずつ窓口で手渡しで支給しており、1か月間に本来支給されるべき生活扶助費の約半額程度しか支給していなかった。しかも桐生市は、この男性に対し、毎日ハローワークで求職活動することを指導し、ハローワークに行ったことを確認してから窓口で1000円ずつ受給するという、あたかも生活扶助費の支給を求職活動に条件づけるかのような対応をしていた疑いもある。

この点、日本国憲法25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、これを受けて生活保護法は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他の必要な事情を考慮した厚生労働大臣の定める基準をもとに、生活保護の基準を厳格に定めている（生活保護法3条、同8条）。このように決定された1か月分の生活扶助費について、これを下回る金額を支給することは、この憲法25条及び生活保護法に反することは明らかである。

次に、このように決定された生活保護基準に基づいて支給される生活扶助費は、あくまで生活の需要を満たすために支給されるものである（生活保護法8条2項）。したがって、例えば、ハローワークで求職活動することを条件に支給するといった、一定の条件を付すことは許されない。

さらに、生活保護の実施機関は、生活保護の目的を達成するうえで必要な指導をすることができるものの、その指導は必要最小限度でなければならず（生活保護法27条2項）、保護を受ける者の意思に反して指導を強制することは許されない（生活保護法27条3項）。したがって、例えば、毎日ハローワークに行き求職活動することや、ハローワークに行ったことが確認されない限り支給しないとといった対応は、これらの法規定に反するものである。

上記事例では、国民の生存権を保障した憲法25条、及びこれに基づく生活保護法の諸規定に反する条件付けや指導が行われていた疑いもあるところであるから、桐生市は、事実関係について徹底的な調査を行うべきである。群馬県も、12月7日付で県内各福祉事務所長宛てに通知（令和5年12月7日「生活保護の適正実施について」）を發出し、毎日窓口で保護費を支給することや、当月分の生活保護費を全額支給せずに保管すること、さらに保護費を支給するにあたり何らかの条件を付けているかのような取り扱いを行わないこと等を求めているところである。

都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、生活保護の実施機関として、法の定めるところにより、生活保護を決定しかつ実施しなければならない（生活保護法19条1項）。このことから、今般の事例における桐生市長の責任は看過できない。

われわれ4団体は、桐生市に対し、徹底した事実関係の把握、原因究明を求めるとともに、日頃より人権に配慮した対応並びに接遇を徹底した行政の運用を行うよう改善を求め、ここに本声明を発する。

以上



群馬司法書士会

会長 小和田 大 輔



群馬県社会福祉士会

会長 新 木 惠



群馬県精神保健福祉士会

会長 林 次 郎



群馬弁護士会

会長 湯 澤

